

目黒日本大学幼稚園園則

昭和27年4月1日制定	平成7年4月1日施行	平成27年4月1日施行
昭和58年10月20日改正	平成7年10月2日改正	平成28年10月21日改正
昭和59年4月1日施行	平成8年4月1日施行	平成29年4月1日施行
昭和59年9月30日改正	平成8年10月14日改正	平成30年1月26日改正
昭和60年4月1日施行	平成9年4月1日施行	平成30年4月1日施行
平成元年10月7日改正	平成9年10月15日改正	平成30年5月25日改正
平成2年4月1日施行	平成10年4月1日施行	平成30年9月14日改正
平成3年9月18日改正	平成10年10月6日改正	平成31年4月1日施行
平成4年4月1日施行	平成11年4月1日施行	令和2年8月7日改正
平成4年9月10日改正	平成11年9月11日改正	令和3年4月1日施行
平成5年4月1日施行	平成12年4月1日施行	令和3年7月14日改正
平成5年9月10日改正	平成12年9月20日改正	令和4年4月1日施行
平成6年4月1日施行	平成13年4月1日施行	令和5年5月29日改正
平成6年10月7日改正	平成27年2月6日改正	令和6年4月1日施行

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本園は、教育基本法並びに学校教育法第22条及び第23条に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名 称)

第2条 本園は、目黒日本大学幼稚園という。

(位 置)

第3条 本園の位置を、東京都目黒区目黒一丁目6番地15号に置く。

第 2 章 入園資格及び収容定員

(入園資格)

第4条 本園に入園を許可する者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(学級編成及び収容定員)

第5条 本園の学級編成及び収容定員は次のとおりとする。

年 次	学 級	収容定員
3歳児	4学級	110名
4歳児	3学級	105名
5歳児	3学級	105名
計	10学級	320名

第 3 章 保育年限，保育期及び休業日

(保育年限)

第6条 本園の保育年限は、1年、2年及び3年とする。

(学 期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

- ① 1学期 4月1日から8月31日まで
- ② 2学期 9月1日から12月31日まで
- ③ 3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- ① 国民の祝日に関する法律により休日とされている日
- ② 学園創立記念日 12月4日
- ③ 日曜日
- ④ 土曜日
- ⑤ 春季休業日 3月25日から4月5日まで
- ⑥ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- ⑦ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、園長が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(保育時間)

第9条 保育時間は午前9時より午後2時までとする。ただし季節により変更することがある。

第 4 章 保 育 内 容

(保育内容)

第10条 保育内容は次のとおりとする。

健康、人間関係、環境、言葉、表現、絵画製作、見学、年中行事

第 5 章 教 職 員

(教職員)

第11条 本園に次の教職員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| ① 園長 | 1名 |
| ② 副園長(教頭) | 1名 |
| ③ 教諭 | 12名 |
| ④ 養護教諭 | 1名 |
| ⑤ 事務職員 | 2名 |
| ⑥ 園医 | 1名 |
| ⑦ 園歯科医 | 1名 |
| ⑧ 園薬剤師 | 1名 |

2 園長は、園務を総括し、所属教職員を監督する。

3 副園長(教頭)は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

第 6 章 入 園 , 修 了 , 休 園 及 び 退 園

(入園)

第12条 入園については、園長の許可を要する。

(入園手続)

第13条 入園しようとする者は、所定の申込書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(修了)

第14条 本園所定の教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(休園)

第15条 休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 休園期間は、3か月以上、1か年以内とする。

(退園)

第16条 退園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

第7章 保育料等

(保育料、入園料、施設設備費、教育充実費及び出願料)

第17条 本園の保育料、入園料、施設設備費、教育充実費及び出願料は次のとおりとする。

(単位：円)

項目	金額
保育料	年額 480,000
入園料	150,000
施設設備費	年額 60,000
教育充実費	年額 108,000
出願料	5,000

※ 入園料及び出願料は初年度のみ徴収する。

- 2 出願料及び入園料は、初年度の所定期日までに、それぞれ納入しなければならない。
- 3 在籍者は、出席の有無にかかわらず、保育料、施設設備費及び教育充実費を、所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 休園を許可された者の、休学期間中の保育料等の取扱いについては、別に定める。

(納入金の返還)

第18条 すでに納付した保育料、入園料、施設設備費、教育充実費及び出願料は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、入園料以外の納入金を返還することがある。

第8章 雑則

(雑則)

第19条 この園則の施行に関し、必要な事項及びこの園則に規定のない事項については、園長が別に定める。

附 則

- 1 この園則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第17条の保育料等については、令和6年度新入園児及びその学年に在籍しようとする転入園児から適用することとし、令和5年度以前の入園児及びその学年に在籍しようとする転入園児については、従前の例による。
- 3 この園則の施行に関し必要な事項は、園長が別に定める。